

令和5年（2023年）第3回臨時会

枚方市教育委員会会議録

令和5年（2023年）5月22日

枚方市教育委員会

令和5年(2023年)第3回 枚方市教育委員会
臨時会議案書

案 件 名

日程 1	議案第2号	枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について
日程 2	議案第3号	枚方市学校いじめ対策審議会への諮問(いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査)について

- 開催日時 令和5年(2023年)5月22日 午前10時00分から
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

議案第2号

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和5年（2023年）5月22日

枚方市教育委員会
教育長 尾川 正洋

1. 内容

次ページのとおり

- 1 -

枚方市立義務教育諸学校
教科用図書選定委員会委員長 様

諮 問 書（案）

枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例第3条第1項の規定により、下記の事項について諮問します。

諮問事項

(1) 令和6年度使用教科用図書の選定に関する事項について

諮問理由は別紙のとおり

教 学 指 第 号
令和5年（2023年）5月 日

枚 方 市 教 育 委 員 会
教 育 長 尾 川 正 洋

(1) 令和6年度使用教科用図書の選定に関する事項について

【諮問理由】

令和5年度は、令和6年度から使用する小学校教科用図書の全ての種目について、採択する年である。

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択は、採択権者である教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要である。

教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことが必要であり、採択権者が適切に採択することができるように、教科等ごとの資料を充実したものにすることがあることから、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問するものである。

第3回 枚方市教育委員会臨時会 会議録						
開会	令和5年5月22日午前10時00分			閉会	令和5年5月22日午前10時14分	
日程番号	議案番号	案 件			結果	
1	議案第2号	枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について			可決	
2	議案第3号	枚方市学校いじめ対策審議会への諮問（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査）について			可決	
構 成 員	教 育 長	尾川 正洋		構 成 員	教 育 委 員	近藤 孝
	教 育 委 員	谷元 紀之			教 育 委 員	中西 悠子
	教 育 委 員	橋野 陽子				
説 明 員	副 教 育 長	岩谷 誠		説 明 員	学校教育部副参事 (いじめ対策担当)	前村 卓志
	総 合 教 育 部 長	今市 将和			教 育 政 策 課 長	笠井 二郎
	学 校 教 育 部 長	新保 喜和			児 童 生 徒 支 援 課 長	倉田 仁司
	総 合 教 育 部 次 長	大西 佳則			児 童 生 徒 支 援 課 主 幹	中口 恵未子
	学 校 教 育 部 次 長	河田 典子			教 育 指 導 課 長	井手内 太吾
	学 校 教 育 部 次 長 兼 学 校 支 援 室 長	齋藤 博		記 録	教育政策課課長代理	高松 健大
	学 校 教 育 部 教 育 支 援 室 長	木村 聡			傍聴の人数	0 人

○尾川教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

今市総合教育部長。

○今市総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議の出席者は全員出席です。

以上、報告を終わります。

○尾川教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回枚方市教育委員会臨時会を開会いたします。

次に、本臨時会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第15条第2項の規定により、教育長において橋野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、日程1、議案第2号、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問についてを議題とします。

説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました、議案第2号、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第15項の規定に基づき、教育委員会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、議案書2ページ及び3ページの諮問書（案）をご覧ください。

令和5年5月下旬に、第1回枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催し、枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会条例に基づき、当選定委員会委員長に対し、令和6年度から使用いたします教科用図書の採択に当たり、適正かつ公正な採択に向け、調査及び研究を行うよう、諮問を行うものです。

なお、今後の予定といたしましては、当選定委員会における調査研究、答申を踏まえ、7月に開催されます教育委員会定例会において、教科用図書の採択を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決いただきますよう、お願いいたします。以上でございます。

○尾川教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程2、議案第3号、枚方市学校いじめ対策審議会への諮問（いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査）についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議

を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○尾川教育長 ご異議なしと認めます。それでは、議案第3号につきましては、非公開といたします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席お願いいたします。

(日程2は、非公開案件のため不掲載)

(ここまで不掲載)

ただいまから臨時会を公開いたします。

以上、本臨時会に付議された案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和5年第3回枚方市教育委員会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

署名欄

_____(教育長) 尾 川 正 洋_____

_____(教育委員) 橋 野 陽 子_____